

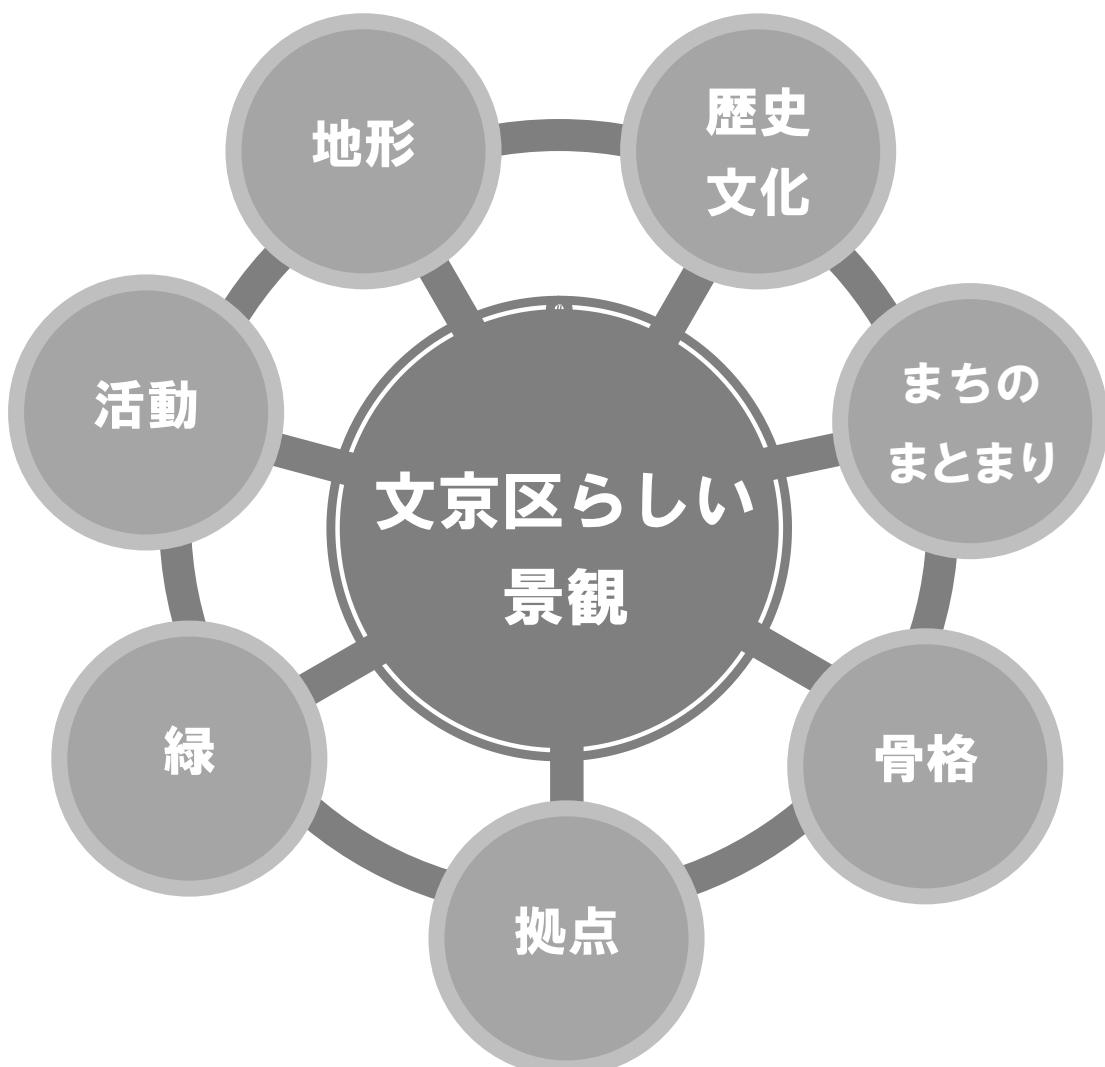
第2章 景観づくりの目標と基本方針

(1) 「景観特性」を生かした景観づくり

文京区の景観を特徴付けるものとして、起伏に富んだ地形を象徴する坂道や地域の景観の基礎となる歴史的資産、寺町や下町などの個性溢れるまちのまとまり、都市の骨格をつくる幹線道路や河川、多くの人が訪れ交流する地域拠点や生活拠点、大規模な緑のまとまりや大小様々な公園、人々の活動など、多様な「景観特性」が挙げられます。

「文京区らしい景観」は、「景観特性」が相まって存在することで形成されています。ひとつひとつの「景観特性」を守り生かしたきめ細かい景観形成を推進していくことによって、地域の個性をより際立たせ、居住者だけでなく来訪者にとっても魅力ある「文京区らしい景観」づくりが行えると考えています。

本計画では、坂道や歴史的資産、緑などの多様な「景観特性」を守り生かすことを文京区の景観づくりの基本的な考え方とします。



(2) 景観づくりの目標

文京区の景観の特性や都市マスタープランに掲げるまちづくりの目標等を踏まえ、景観づくりの目標を以下のように設定します。

～協働で取り組む～
**「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、
文京区らしい魅力溢れる景観づくり**

(第1回検討委員会 資料第5号 p.1を基に作成)

○ 「文京区らしさ」を守り、引き継ぎ、創る

- 文京区は、坂、緑、史跡など、様々な景観特性が相まって「文京区らしさ」を構成しています。こうした景観特性のひとつひとつを尊重し、守り、引き継ぎ、創っていくことで、文京区のイメージを大切にした景観づくりを行っていきます。

○ だれもが快適に暮らせるまちづくりが良好な景観づくりにつながる

- 子供から高齢者までだれもが心地よく暮らせるまちであることは、景観の豊かさにもつながります。良好な景観づくりを進めるためにも快適な空間づくりやコミュニティづくりの視点を大切にしながら取り組みます。

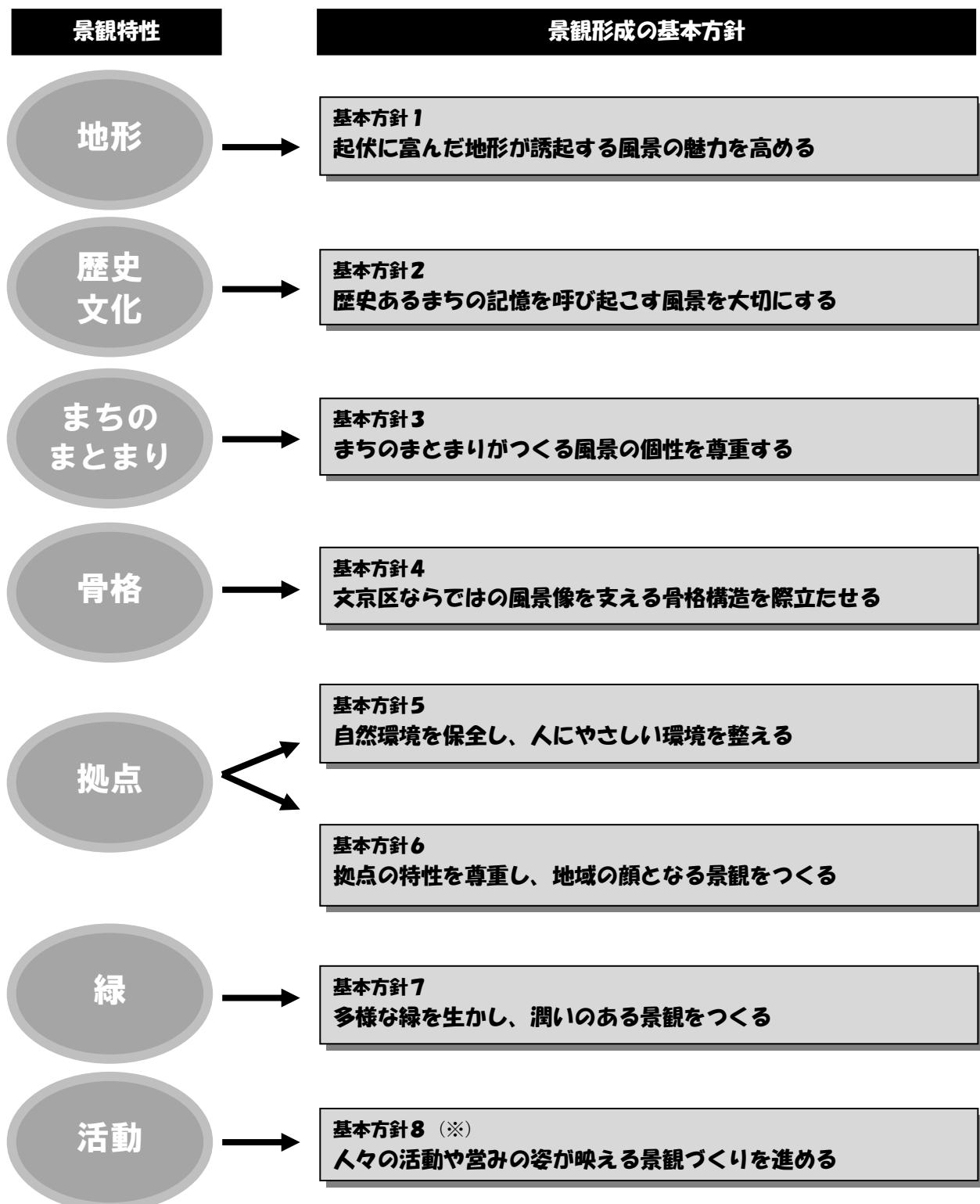
(意見交換会での意見を反映)

○ 区民・事業者・区の協働により景観づくりを進めていく

- 良好な景観づくりは、区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たしながら、お互いの協働によって実現されるものです。景観づくりに当たっては、区民・事業者・区の協働の視点を重視していきます。

(3) 景観づくりの基本方針

景観づくりの目標を踏まえ、魅力溢れる景観づくりを進めるために、以下の景観形成の基本方針を定めます。（景観法第8条第3項に規定する「良好な景観の形成に関する方針」とします。）



（第1回検討委員会 資料第5号 p.1を基に作成）

（※ 第1回検討委員会での意見⑦を反映）

基本方針 1：起伏に富んだ地形が誘起する風景の魅力を高める

①地形によって縁取られるまちのまとまりを尊重する

文京区は、台地と低地が織りなす起伏に富んだ地形を有しており、この地形を巧みに利用しながら、古くから土地の使い分けがなされてきました。そのため、地形の縁取りにより、特徴のあるまちのまとまりが形成されており、その特徴を尊重することが、まちの風景の魅力向上させることにつながります。

(文京区景観基本計画 p. 8)

②地域に親しまれている坂道など、地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高める

文京区は、起伏に富んだ地形を有しているため、坂道や地形に沿った道が多く、古くから様々な名称がつけられ、住民の生活に密接に結びついてきました。この坂道や地形に沿った道は、移動するにつれて風景が変化し、視覚的にも地形の豊かさを感じることができます。このような地形の豊かさを感じさせる通りや場所の魅力を高めることにより、良好な景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 8)

③斜面緑地や擁壁など、豊かな地形を象徴する要素を大切にする

区内に数多く立地する寺社の斜面緑地や坂道に沿った擁壁などは、文京区の豊かな地形を象徴する重要な要素ですが、一方でその安全性への配慮も必要となっています。また、斜面緑地の高木や風格のある石積擁壁は、まちの歴史を感じさせてくれます。このような地形の起伏やまちの歴史を象徴する要素を、安全性にも配慮しながら大切にすることにより、文京区の個性を尊重した景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 9)

④地形の脈絡を感じさせる風景や眺望を大切にする

区内には、谷道・尾根道といった地形を生かした道路が多く、その湾曲した線形が風景を変化に富んだものにしています。また、坂道を登るにしたがって、開ける視界や高台からの眺望も、地形の起伏を感じさせます。このような、古くから継承された地形の脈絡を感じさせる風景や眺望を大切にしながら、文京区らしさを高めていきます。

(文京区景観基本計画 p. 9)

⑤アイストップとなる要素を大切にし、坂道景観の印象を深める

坂道では、視線の先に見えるものによって受ける印象が大きく異なります。緑豊かな樹木やランドマークとなる建造物などがアイストップとなっている坂道は、その印象をより深いものにしています。このようなアイストップとなる要素を大切にし、印象を深めることで、坂道の魅力を高める景観形成を図ります。

(基礎調査の結果を反映)

基本方針2：歴史あるまちの記憶を呼び起こす風景を大切にする

①歴史的建築物などの保全を図り、それらを中心に風景要素をまとめあげる

区内には、大学関連施設、由緒ある寺社建築物、伊勢五といった商家など、江戸から昭和初期までの歴史的な建築物が残されています。これらはまちの歴史を感じさせるとともに、地域のイメージを形成する重要な要素です。このような歴史的な要素を保全するとともに、それらと周辺建物等を調和させることにより、個性を際立たせた景観の創出を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 10 に意見交換会での意見を反映)

②歴史的資産、施設の名称や地名などから喚起されるイメージを大切にする

文京区は、明治時代以降、多くの文人を輩出してきた地であり、文人ゆかりの史跡など多くの歴史的資産を有しています。また、江戸市街地の境といわれた「かねやす」や文学作品に登場する場所も多くあります。これらの有形・無形の資産から喚起されるイメージを大切にした景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 10)

③地域のイメージを支える風物や歴史を伝える門や塀など、景観要素を効果的に活用する

根津神社のつつじまつり、白山神社のあじさいまつり、湯島天満宮の菊・梅まつりなどの地域に根付いた祭りや、播磨坂の桜並木といった特徴的な植栽など、様々な風物により、地域のイメージが形成されています。また、寺社建築や歴史的建築物の歴史を感じさせる門や塀、装飾、旧家の庇・瓦なども風物を印象付ける要素の一つです。これらを効果的に活用することにより、個性的な景観の形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 11 に基礎調査の結果を反映)

④歴史的資産からの見え方に配慮した景観づくりを行う

区内には、六義園や小石川後楽園をはじめ、規模の大きな寺社などの歴史的資産が数多くあります。その敷地内から周辺を望む風景は、地域の歴史や文化を感じさせる文京区の景観特性のひとつです。こうした寺社の敷地など、歴史的資産からの見え方に配慮し、歴史的資産と周辺の建物等が一体となった景観形成を図ります。

(意見交換会での意見を反映)

基本方針3：まちのまとまりがつくる風景の個性を尊重する

①高台に集積する良好な戸建て住宅地の景観を保全する

区内には、江戸時代の武家屋敷を基にする高台の良好な住宅地、明治時代の阿部家による西片町、大正時代の岩崎家による大和郷といった計画的に開発された住宅地が、当時のまちの構成のままに継承されています。このような住宅地には、縁も多く、歴史に培われた風格があります。低層住宅や樹木の連なりによるまち並みの連續性を維持創出することなどに配慮し、風格を引き継いでいくことが、まちの個性を尊重することになります。

(文京区景観基本計画 p. 12 に基礎調査の結果を反映)

②街区の奥に展開する豊かな路地空間を生かして下町の景観を育成する

根津などの下町は、江戸時代から庶民のまちとしての賑わいがあり、表通り・横丁・裏通り・路地といった街路構成に対応したまち並みを構成しています。中でも街区の奥に展開する路地は、住民の生活空間でもあり、下町らしさを象徴するもののひとつでもあります。このような江戸時代から継承されてきた町割りを大切にするとともに、路地のイメージなどを生かしながら下町の景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 12)

③寺社と結びついたまちの趣を大切にする

区内には、根津神社・湯島天神・護国寺など多くの寺社が立地しており、寺社周辺のまちが門前町として発展してきた結びつきを現在も感じることができます。このような寺社と結びついたまちの趣を継承し、個性的な景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 13)

基本方針4：文京区ならではの風景像を支える骨格構造を際立たせる

① 幹線道路の性格に対応した快適で潤いのある街路景観を創出する

幹線道路は、都市の骨格を形成するものであり、自動車交通だけでなく歩行者にとっても重要な役割を果たしています。また、沿道の建築物等を含めた景観は、まちのイメージを形成する重要なものとなっています。そのため、沿道に立地する特徴的な建築物等との調和に配慮しながら、街路樹や植栽帯の設置、舗装整備など統一感を持たせた、快適で潤いのある景観の形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 14 に意見交換会での意見を反映)

② ランドマークを望む景観を生かした印象的な幹線道路の景観をつくる

幹線道路は幅員も広く、線形も直線や緩やかな曲線の道路が多いため、遠くまで見通しのきく景観が見られます。そうした通りでは、護国寺やスカイツリーなど、遠方に見えるランドマークが通りの景観を特徴づけています。このようなランドマークを望む景観を生かし、地域の個性が際立つ景観をつくります。

(基礎調査の結果を反映)

③ 地域の個性を生かしたまとまりのある沿道景観をつくる

幹線道路では、近年建てられた中高層建築物が多く建ち並ぶ景観や、昔ながらの佇まいを見せる建物と新しい建物が共存した特徴的な景観など、沿道に建つ建築物が重要な要素となった様々な景観が見られます。また幹線道路沿いには商店街も多く、賑わいのある景観が見られる場所もあります。こうした沿道の個性を生かしながら、まとまりのある沿道景観の形成を図ります。

(基礎調査の結果及び意見交換会での意見を反映)

④ 主要な橋梁や特徴的な交差点を個性的なまちかどとして印象付ける

文京区は、JR山手線・中央線、神田川に囲まれており、JR駅につながる交差点や神田川にかかる橋梁が、内外をつなぐゲート的な空間となっています。また、江戸時代の市街地の境となった交差点など、まちの歴史をイメージさせるものもあります。このような交差点や橋梁において、特徴的な景観を形成していくことにより、区の骨格を個的なものとして印象づけます。

(文京区景観基本計画 p. 15)

⑤ 水と緑豊かな潤いある神田川の景観をつくる

神田川は、文京区に残された唯一の水の流れであり、川沿いには桜並木や量感のある豊かな緑が見られます。それらがつくる空間は、都市の中で潤いを感じさせる景観となっています。こうした水と緑豊かな潤いある神田川の景観を維持するとともに、さらに高めていきます。

(基礎調査の結果を反映)

⑥大規模な緑のまつりや神田川とのつながりを強化する

区内には、歴史的な庭園や大規模な公共施設など、大規模な緑のまつりが多くあります。また、神田川は、文京区に残された唯一の流れであり、川に面する緑と合わせて、都市空間の中で自然を強く認識できる場です。このような緑と水の空間を幹線道路の緑化や緑道などでつなぐことにより、潤いのある景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 14)

基本方針5：自然環境を保全し、人にやさしい環境を整える

①寺社の斜面緑地や大名庭園跡地に残る池・湧水などを保全する

寺社の敷地内やがけ地に残された斜面緑地、大名庭園を継承した小石川後楽園などの池や湧水は、文京区の豊かな自然を感じさせるものであり、区を特徴づける要素にもなっています。このような斜面緑地や池・湧水を保全・継承していくとともに、これらと調和した風景を形成していくことにより、文京区らしさを際立たせた景観の創出を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 16)

②電線類の地中化や放置自転車の解消など、歩く人にやさしい歩行空間を創造する

歩道に設置された電柱や電線などの架空線、地下鉄駅周辺の放置自転車は、歩行者の通行の安全を阻害するだけではなく、まちの美観を損なうものとなっています。そのため、C.C.BOX（電線共同溝）の導入などによる電線類の地中化を推進するとともに、放置自転車の解消にも努め、高齢者を含めたすべての人が安心して歩けるやさしい歩道空間を整備し、まちの美観の向上を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 16)

③屋外広告物・看板類や工作物、駐車場などを地域の風景と調和させ、人の目にやさしい環境を整える

無秩序に設置された屋外広告物や看板類、露出したビルの設備機器類などは、まちの風景を雑然としたものとするだけでなく、道路標識などのサインを見えにくいものとしています。一方、これらの要素を画一的に統一することは、まちの風景を単調な味気ないものにしてしまうおそれもあります。そのようなことを考慮しながら、周辺の風景と調和させることにより、人の目にやさしい景観形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p. 17)

④公開空地の創出や彫刻・ストリートファニチャーの設置などによる親しみのある空間づくりに努める

幹線道路沿道などは、大規模建築物等が連続することにより、単調で親しみのない景観になります。そのため、公開空地の設置、壁面のセットバック、植栽や彫刻、ベンチ・街路灯などのストリートファニチャーの設置等により、快適で親しみやすい空間の形成に努めます。

(文京区景観基本計画 p. 17)

基本方針6：拠点の特性を尊重し、地域の顔となる景観をつくる

① 駅などを核とした味わいのある拠点景観の形成を図る

文京区都市マスターplanでは、地域特性と日常生活の行動圏域に基づき、地域区分を「都心地域・下町隣接地域・山の手地域（東部・中央・西部）」の3地域5区分に設定し、地域区分ごとに拠点を配置しています。都心地域と下町隣接地域及び山の手地域中央には「地域拠点」を、山の手地域東部と山の手地域西部には「生活拠点」をそれぞれ配置しています。これらの拠点地区や駅周辺は多くの人が交流し、賑わう、地域の顔となる場所です。そのため、オープンスペースやゆとりのある空間を創出し、また楽しく回遊できるように工夫することなどにより、地域の特性・個性を生かした味わいのある景観形成を図ります。

（文京区都市マスターplan p. 23 及び文京区景観基本計画 p. 14 に
意見交換会での意見を反映）

② 個性的なまちかどの景観を創出し、記憶に残る景観をつくる

拠点となる地区では、ジェットコースターや観覧車などの施設が見られる場所もあり、まち並みに大きなアクセントを与えています。また、区内の各所にはポケットパーク等の小さなスポットやまち中に設置されたモニュメントなども、個性的なまちかどの景観を演出しています。拠点となる都市的な空間では、こうした個性的なまちかどの景観を創出し、拠点ならではの印象的な景観を創出します。

（基礎調査の結果を反映）

基本方針7：多様な緑を生かし、潤いのある景観をつくる

①大名屋敷などの緑のまとまりを継承し、周辺にも波及させる

区内には、小石川後楽園や六義園など江戸時代の大名庭園が残されているほか、大名屋敷跡地が公園や大学などの公共的施設として利用されており、大規模な緑のまとまりを形成しています。このような緑のまとまりは、江戸時代から長い年月をかけて形成してきたものであり、周辺の風景に潤いを与えています。これらを次代へと継承していくとともに庭園周辺に波及させ、潤いのある景観の形成を図ります。

(文京区景観基本計画 p 11)

②目に見える緑の増加を図る

大学や寺社、庭園、公園などには、大きな樹木が多く育っているものが多く、それらの緑は敷地の外からも見ることができ、まち並みに潤いや安らぎを与える重要な存在となっています。こうした敷地内の緑が外からも見える工夫を推奨し、目に見える緑（緑視率）の増加を図ります。

(意見交換会での意見を反映)

③地域のシンボルとなっている樹木を尊重する

区内には、古くから地域のシンボルとなっている樹木やまち並みのアイストップになるなど、地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木が数多くあります。これらの樹木は文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源です。こうした樹木を尊重し、魅力ある景観づくりに生かしていきます。

(第1回検討委員会での意見⑥を反映)

④憩いの場である公園の緑を大切にし、潤いのある景観を形成する

区内には、多種多様な公園があります。公園には緑が多く育ち、まちなかでだれもが気軽に訪れるができる身近な憩いの空間として親しまれています。こうした特性を生かし、公園からの見え方に対する配慮や公園周辺にも緑を波及させるなど、潤いのある景観を広めていきます。

(基礎調査の結果及び意見交換会での意見を反映)

基本方針 8：人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

①人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進める

公園で子供たちが楽しく遊ぶ姿や、駅前や商店街で多くの人が集い賑わう姿、カフェでくつろぐ姿など、人々の活動や営みも景観の要素のひとつです。そのため、オープンスペースや憩いの空間を創出することなどにより、人々の活動や営みの姿が映える景観づくりを進めます。

(第1回検討委員会での意見⑦及び意見交換会での意見を反映)